

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報

1 採用した職員に占める女性職員の割合(令和7年度)

区分	男	女	計	割合
事務	121	76	197	38.6%
技術	118	117	235	49.8%
現業	46	11	57	19.3%
消防	60	3	63	4.8%
教職員	162	225	387	58.1%
会計年度任用職員※1	1103	3064	4167	73.5%
任期付職員※2	58	163	221	73.8%

※1 会計年度任用職員は令和7年4月1日時点で在籍しているフルタイム、パートタイムについて集約。その他は令和7年4月採用数。

※2 育児休業に伴う任期付任用教諭、学校事務職員及び配偶者同行休業に伴う任期付任用教諭について集約。

2 平均した継続勤務年数の男女の差異(令和7年4月1日現在)

区分	男	女	差異
事務	17年9月	15年8月	2年1月
技術	15年3月	13年10月	1年5月
現業	22年1月	24年7月	▲2年6月
消防	17年8月	18年5月	▲9月
教職員	17年0月	16年4月	0年8月

・再任用を除く。

3 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間(令和6年度)

区分	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市職員	13.7	13.9	14.8	11.6	12.8	11.1	14.0	16.1	13.1	12.9	14.8	14.2	14.8
教職員 (学校事務・栄養教諭)	3.2	7.3	2.6	2.4	2.3	0.7	1.7	4.2	1.7	1.2	1.7	3.5	9.3
会計年度任用職員	2.3	2.2	2.3	1.7	1.9	1.8	2.1	5.3	2.0	2.0	2.2	2.0	2.3

4 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(令和7年4月1日現在)

区分	男	女	計	割合
市職員	841	176	1017	17.3%
教職員	519	119	638	18.7%

・派遣職員を除く。

5 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(令和7年4月1日現在)

職位	男	女	計	割合
局長職	43	7	50	14.0%
部長職	234	53	287	18.5%
課長職	564	116	680	17.1%
係長職	1843	424	2267	18.7%
一般職	5375	3739	9114	41.0%
現業職	1147	170	1317	12.9%
校長・園長	252	58	310	18.7%
副校長・教頭	254	59	313	18.8%
事務長	13	2	15	13.3%
教職員	3560	4269	7829	54.5%

・派遣職員を除く。

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報

6 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数(令和6年度)

区分	出産補助休暇		子育て休暇	
	取得率	取得日数	取得率	取得日数
市職員	92.2%	2.8	78.3%	4.3
教職員	87.0%	2.5	55.6%	3.7

- ・配偶者出産休暇(出産補助休暇)
配偶者の出産のための入院などの日から産後2週間において3日まで取得可能。
- ・育児参加のための休暇(子育て休暇)
配偶者の産前8週間、産後1年間に於いて、生まれてくる子や、小学校に入る前の兄弟の子育てのために5日まで取得可能。

7 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(令和6年度)

職種	育児休業取得率		平均取得期間	
	男	女	男	女
事務	93.1%	101.5%	61.1	400.3
技術	86.4%	100.9%	52.2	489.0
現業	69.2%	—	63.6	—
消防	65.9%	100.0%	40.8	242.5
教職員	43.1%	100.6%	109.2	486.8

- ・育児休業取得率
取得率とは(新規取得者数／当該年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数)を示す。
このため、取得率が100%を超えることがある。

8 職員の給与の男女の差異(令和6年度)

別紙のとおり

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：市長、市議会議長、市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、農業委員会、消防長、交通事業管理者、水道事業管理者、病院事業管理者及び教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.60 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.26 %
全職員	88.04 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	104.62 %
本庁課長相当職	99.85 %
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	97.31 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.37 %
31～35年	93.92 %
26～30年	91.77 %
21～25年	91.87 %
16～20年	90.75 %
11～15年	92.97 %
6～10年	95.39 %
1～5年	95.09 %

【説明欄】

- ・選挙時における投票開票事務従事者など、一時的かつ極めて短期で任用する職員は、正確な給与の差異の比較が困難なため、対象外としている。
- ・2(1)について、課長補佐相当職は該当する職員がいないため公表なし。
- ・短時間勤務の職員やパートタイムの職員について、常勤職員の所定勤務時間を参考とし、職員を数える単位として「時間」を用いた換算を行った。

【男女の給与の差異の主な要因】

- ・相対的に給与水準が高い係長職以上の職員について、男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。
- ・扶養手当や時間外勤務手当等の諸手当について、男性職員の受給率が女性職員よりも高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。